

意見書第 1 号

平成 30 年台風 12 号、13 号による災害に関する意見書

地方自治法第 99 条及び湯河原町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

平成 30 年 10 月 2 日提出

湯河原町議会議長 露 木 寿 雄 様

提出者	湯河原町議会議員	室 伏 重 孝
賛成者	同	松 井 一 寿
	同	佐 藤 恵
	同	室 伏 寿美夫
	同	山 本 俊 明
	同	村 瀬 公 大
	同	土 屋 誠 一

(提案理由)

本年 7 月 25 日に発生した台風 12 号及び 8 月 3 日に発生した台風 13 号の影響では、国道 135 号が高波により通行止めとなり、小田原・湯河原間の交通が寸断される事態となりました。

海岸沿いで隣り合う小田原市、真鶴町、湯河原町を結ぶ国道 135 号は、地元住民の生活を支える最重要道路と言っても過言ではありません。ひとたび災害が発生すると、地域は孤立し、人や物の流れに甚大な影響を与えることとなります。

今後も訪れるであろう台風の襲来や近年の異常気象がもたらす自然災害に対処すべく、特段の措置を講じられるよう、県に対し強く要望するため、意見書を提出するものです。

平成 30 年台風 12 号、13 号による災害に関する意見書

本年 7 月 25 日に発生した台風 12 号は、関東地方から西に進む異例のコースとなり、小田原から熱海にかけての沿岸では、東の風が大潮の満潮をあおり、異常な高波を誘発しました。この影響で国道 135 号の小田原市米神、江之浦では、本町の救急車や小田原警察署のパトカーを含む 15 台の車両が取り残され、救急隊員や警察官を含むおよそ 30 人が高台等へ避難する緊急事態が発生しました。この救急車は、高齢者の病人と付添の 2 人を乗せて小田原市内の病院へ搬送中でしたが、高波により車両が大破したため搬送不能となりました。また、真鶴ブルーラインのトンネル区間においては、高波が入り込んで水没するなど、国道 135 号の小田原市石橋から真鶴ブルーラインの湯河原町吉浜終点まで約 11.5 km が、約 21 時間に渡って通行不能となりました。

また、8 月 7 日には台風 13 号が影響し、再び小田原、湯河原間の交通が約 35 時間に渡って寸断される事態となりました。

国道 135 号では、過去、平成 27 年 3 月に発生した小田原市米神地先の落石事故（約 17 トンの巨石）の際にも交通規制が行われ、この迂回の影響で、箱根町の至る箇所で交通渋滞が発生するなど、神奈川県西部の社会問題に発展した経緯があります。

海岸沿いで隣り合う小田原市、真鶴町、湯河原町を結ぶ国道 135 号は、地元住民の生活を支える最重要道路と言っても過言ではありません。ひとたび災害が発生すると、地域は孤立し、人や物の流れに甚大な影響を与えることとなります。

今後も訪れるであろう台風の襲来や近年の異常気象がもたらす自然災害に対処すべく、次の事項について、特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

1. 国道 135 号の小田原市石橋から根府川交差点間には、並行する代替路線がないため、災害時等には交通が寸断されることが以前から大きな課題となっている。また、神奈川県地域防災計画では、集落の孤立を防ぎ、緊急避難路や迂回路としても利用できる広域農道や林道の整備による安全確保に努めることとしていることから、緊急輸送道路である国道 135 号のリダンダンシーとしても期待される広域農道小田原湯河原線について一層の整備を推進し、早期完成を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 30 年 10 月 2 日提出

神奈川県湯河原町議会

(提出先)

神奈川県知事